

侵略的外来水生植物対策

6 安全な水とトイレ
を世界中に



14 海の豊かさを
守ろう



15 陸の豊かさも
守ろう



【提案・要望先】総務省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 国直轄事業による侵略的外来水生植物対策の抜本的強化

- 環境省が実施している直轄防除事業について、県事業等との役割分担のもと、特定外来生物の一義的防除主体としての対策の抜本的強化

(2) 滋賀県や琵琶湖外来水生植物対策協議会が行う侵略的外来水生植物対策への財政支援の充実

- 生物多様性保全回復施設整備交付金および生物多様性保全推進支援事業交付金による支援の拡充
- 地方公共団体が行う侵略的外来水生植物対策に対する地方交付税措置の拡充

(3) 瀬田川での防除と下流域への流出・分布拡大防止対策の実施

- 瀬田川におけるオオバナミズキンバイ等の防除対策のさらなる充実

(4) 河川での外来種対策における優先対策種への位置づけ

- 「河川における外来植物対策の手引き」の「優先的に対策を実施すべき外来植物」へのオオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウの追加

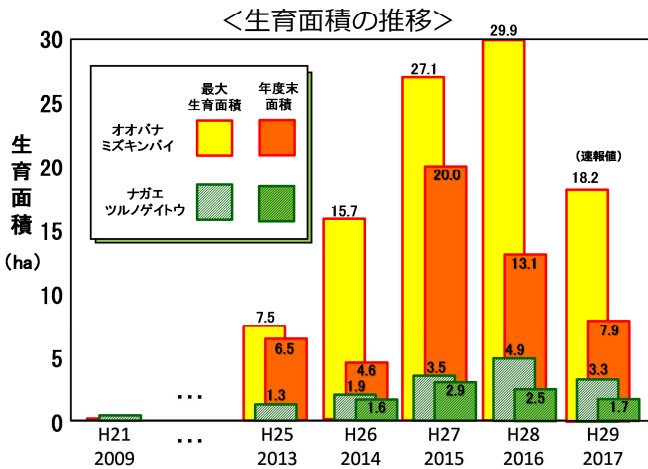
2. 提案・要望の理由

- 滋賀県では特定外来生物であるオオバナミズキンバイ・ナガエツルノゲイトウの大規模繁茂による被害が既に生じているだけでなく、琵琶湖下流域での生育も確認されるなど、琵琶湖での対策は引き続き緊急を要する状況
- 深刻な被害が既に生じており、今後、以下のような懸念を有する
《既に生じている被害》
①船舶の航行障害 ③水田への侵入 ⑤水質・水産資源への悪影響
②漁具への絡み付き ④下流域への流出 ⑥湖畔の植生への影響
《懸念》
- この危機的状況を前に、「国民的資産」である琵琶湖を守るため、県では今後3年程度で琵琶湖全体を「管理可能な状態」とすることを目指して懸命に防除を進めているが、琵琶湖でのさらなる対策強化のための直轄事業の抜本的強化や、県や協議会が実施する事業への財政的支援の充実が必要不可欠
- 瀬田川でも約 4,100 m²の生育を確認しており、淀川など琵琶湖下流域への分布拡大を防ぐためにも、瀬田川における防除のさらなる充実が必要
- 「河川における外来植物対策の手引き」(平成25年11月 国土交通省河川環境課)の「優先的に対策を実施すべき外来植物」にオオバナミズキンバイおよびナガエツルノゲイトウを加え、侵入初期における対策の重要性を位置付けることが必要

(本県の取組状況と課題)

●琵琶湖における対策

平成 29 年度も約 3.5 億円の予算を投入し、大規模駆除および巡回・監視の徹底により、**2年連続で生育面積を縮減させ、「琵琶湖全体を管理可能な状態とする」道筋がついた**



＜対策予算の推移＞

予算内訳	H26	H27	H28	H29	H30
協議会事業	64,000	46,000	354,683	333,050	292,000
(県費)	53,000	35,000	333,475	318,050	277,000
(国費)	11,000	11,000	21,208	15,000	15,000
(要望中)	-	-	-	-	-
県直営事業	-	-	-	23,000	31,853
(県費)	-	-	-	18,000	18,000
(国費)	-	-	-	5,000	13,853
その他県費等	3,600	8,100	25,609	23,249	9,143
国直轄事業	16,500	16,200	23,000	30,000	30,000

単位: 千円

県は H28~H30 で 10 億円近い県費を投入

平成 30 年度も駆除、巡回・監視の徹底等の集中対策を実施
今後 3 年程度で「琵琶湖全体を管理可能な状態とする」

課題

- 巡回・監視経費の増大
 - 巡回・監視範囲の広域化、「管理可能状態」となった後も当面は巡回・監視の継続が必要
- 機械駆除困難群落への対応
 - ヨシなどの在来植生と混生している群落、石組み護岸の間に根を下ろした群落

〔南湖・瀬田川におけるオオバナミズキンバイ等の生育状況〕



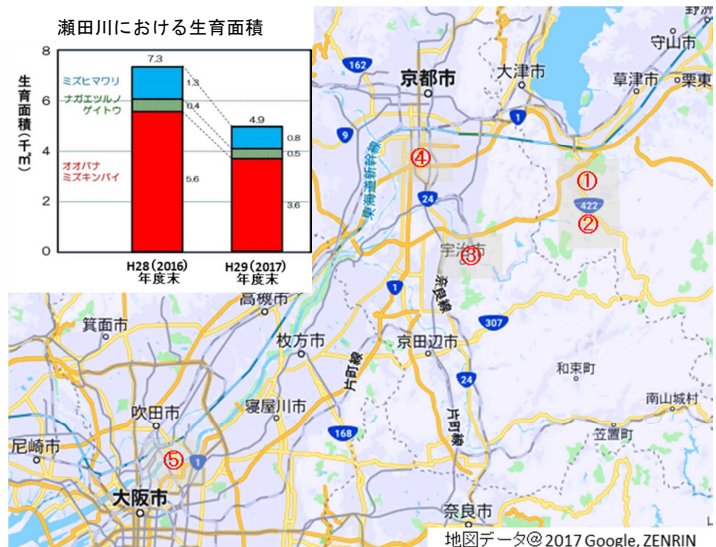
●瀬田川・下流域の状況

【瀬田川(洗堰まで)】

H29 調査で約 4,100 m²のオオバナミズキンバイ・カエツルゲイトウが生育。下流域への流出リスクが大きい。

【琵琶湖下流域】

①瀬田川洗堰直下、②大石川との合流地点、③関電宇治発電所の排水路、④鴨川、⑤淀川下流の赤川付近でオオバナミズキンバイの生育が確認された。



●他の水系でのオオバナミズキンバイの生育確認

- 茨城県霞ヶ浦 (国交省霞ヶ浦河川事務所による防除作業)
- 千葉県手賀沼 (市民団体等による防除作業)